

2018. 12. 27

「改定出入国管理法の廃止を求める意見書案」への賛成討論

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

私は「改定出入国管理法の廃止を求める意見書案」へ賛成の立場から討論を行います。

同法については、新しい在留資格である「特定技能」を設け、「人手不足」とされる業種に多くの外国人労働者を受け入れることを内容としていますが、衆参両院での審議を通じ、外国人労働者の人権を侵害する働かせ方が次々と明らかになり、改定法がその深刻な実態に歯止めをかけるどころか、過酷労働にいつそう拍車をかける危険性が浮き彫りになっています。

第一の問題は、外国人労働者を劣悪な労働条件でも従順に働く単純労働力とし、人権侵害の構造が明らかな外国人技能実習生を、さらに最大5年、安価に働かせ続けるものであることです。

改定法では、外国人労働者の新たな在留資格「特定技能」を設けるなどとしています。安倍政権は、新たな資格と技能実習制度は“別物”と主張します。しかし、政府が示した14業種の受け入れ見込み人数のうち、約6割が技能実習生からの移行であることが明らかになりました。技能実習生を100%あてにしているのは5業種もありました。“別物”どころか、技能実習生を抜きに新制度が成り立たないことは明らかです。

山下貴司法務大臣は、来年4月の施行を急ぐ理由を問われて「法改正が半年遅れれば万単位の方々が帰ってしまう」と答弁し、来年3月に実習を終える人たちを、新在留資格「特定技能1号」に移行させたい本音を明らかにしました。

もともと外国人技能実習制度は、日本で習得した技能を母国に持ち帰って活かす「国際貢献」が建前です。しかし、実態は低賃金・長時間労働が蔓延し、失踪者も2017年度、7,089人に達しました。技能実習生の実態の解明は、法案の審議にとって不可欠であったはずですが、法令違反と人権侵害が蔓延し、失踪者が増え続ける技能実習制度の検証と是正が審議の大前提でした。

しかし、政府は失踪した技能実習生約2,800人から失踪理由や就労実態を聞き取った「聴取票」のコピーをかたくなに拒みました。野党議員が閲覧の上、一つ一つ書き写すなかで、人権侵害の実態が明らかになりました。

分析の結果、最低賃金違反は、政府のいう22人どころか1,927人の67%、過労死ラインを超える人は10%に上りました。暴力やセクハラなどの人権侵害も浮き彫りになっています。政府が「調査票」の提出を拒むのは、「制度全体はうまくいっている」「だから修了者を特定技能1号へ」という改定法の根本が覆るからです。

このように、急増する実習生の失踪について、政府が「意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪する者が多数」と一部の身勝手かのようにねじ曲げ、ねつ造してきたことは

大変重大です。

失踪や自殺、過労死や労災事故、暴行や性暴力など、一人ひとりへの人権侵害を脇におくことは絶対に許されません。実習生の失踪は氷山の一角です。

問題の第二は、新在留資格の外国人労働者の地位は極めて不安定で、就職や解雇、住まいなどあらゆる場面で、悪質なブローカーの介入の危険があるということです。技能実習制度のピンはね構造が、新制度のもとで温存・拡大される危険が浮き彫りになっています。

問題となっているのが外国人労働者の生活や就労を支援するという「登録支援機関」です。衆参法務委員会の参考人質疑では、「登録支援機関」が、届け出制で営利団体にも門戸を開くという点で、技能実習制度よりも規制が緩く、民間人材ビジネスや悪質ブローカーの参入を促進する、との警告が相次ぎました。また質疑では、「登録支援機関」に技能実習制度の監理団体が横滑りでき、登録を受けない団体が営利目的で委託料をうけて支援に携わり、報酬を受け取れることも発覚しました。規制の外側にも、ブローカーが暗躍する領域が無限に広がっていることが明らかになっています。

支援の名で、狭い宿舎に労働者を押し込め、高額の家賃や水光熱費をピンハネする、などの不正行為を排除できず、労働者供給事業の温床にされかねません。

第三の問題は、外国人労働者を雇用の調整弁にするものだということです。新設される「特定技能1号」の在留資格は1年ごとの更新制です。雇用契約は基本的に1年以下、例えば3カ月の短期契約も可能です。派遣も認めるのか法文には規定がなく、政府が決めるといいます。

つまりは、「5年」を上限として、雇用契約や在留期間を短期で繰り返す外国人の非正規労働者をつくりだすものであり、そのうえ、受け入れ業種や規模・人数などの「受け入れ見込み」を判断する「客観的指標」も法文に規定がありません。

政府は、詳細については「法成立後に閣議決定や省令で決める」などとしていますが、このような重大問題の数々を政府に白紙委任することは断じて許されません。

以上の理由から、改定出入国管理法については速やかに廃止を求めるものです。市議会においても、意見書の主旨を組んでいただき、議員各位の賛同を求め討論といたします。